

7 . 諸外国における高速道路整備のしくみ

項 目	日本(参考)	アメリカ	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ
高速道路供用延長	6,959km('02)	89,232km('99)	3,358km('99)	9,500km('98)	6,478km('98)	11,515km('99)
うち有料高速道路	6,959km	5,713km	0km	7,191km	5,584km	-
有料比率	100%	6.4%	0%	75.6%	86.2%	-
高速道路計画の策定	国	州	国	国	国	国
有料期間終了後の帰属	国	州	-	国	国	-
高速道路整備のしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・本来無料が原則であるが、財政上の理由により借入金によって建設し供用後料金収入で償還する有料道路制により整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・州際高速道路(インター-ステート)は、当初各州政府が無料道路として整備。一部に、供用中の有料道路を州際高速道路として位置づけた例がある ・州際高速道路以外の一部道路で有料道路あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・国で整備し、原則として無料 ・PFIスキームにより民間資金を活用しているが、税金により返済(シャット-トル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料が原則であったが、早期整備の観点から借入金により有料道路として整備するのが一般的 ・西部地域(ブルターニュ地方)等は、地域開発の観点から無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上の理由により、原則として借入金により有料道路として整備 ・開発の遅れた南部について国が整備し、無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦アウトバーンは国の費用負担により州が整備し無料 ・1995年1月から12t以上の大型トラックについてバウチャー(料金支払証明書)の購入が義務付け(EU統一による通過交通への課税が目的)
有料高速道路事業主体	日本道路公団	州及び州法に基づく公社、民間会社等	-	国の特許を受けた混合経済会社(SEM)、民間会社	国の特許を受けた民間会社	-